

# 令和元年三重県議会定例会

## 総務地域連携常任委員会 提出資料

### 目次

#### ◎所管事項

1 「令和元年版成果レポート（案）」について（関係分）	・・・・・ 1
2 三重県行財政改革取組について	・・・・・ 11、別紙1
3 三重県公文書等管理条例（仮称）について	・・・・・ 15、別紙2
4 平成30年度県税収入状況について	・・・・・ 19
5 自動車税の納期内納付率について	・・・・・ 21
6 審議会等の審議状況について	・・・・・ 23

#### 【別紙資料】

（別紙1）令和元年度「第二次三重県行財政改革取組」具体的取組 年次計画

（別紙2）三重県公文書等管理条例（仮称）中間案（案）

令和元年6月21日  
総務部

# 1 「令和元年版成果レポート（案）」について（関係分）



【主担当部局：総務部】

## めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任で創っていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場を重視し、自ら課題を発見するとともに、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

## 令和元年度末での到達目標

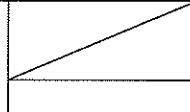
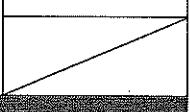
「みえ県民力ビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づく行政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともにコンプライアンス意識が向上した職員が育っています。

## 評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成し、活動指標もほぼ目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。		
----------	----------------	------	--	--	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

## 県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
行財政改革取組 の達成割合		36.0%	72.0%	72.0%	1.00	100%
	-	36.0%	72.0%	72.0%		

## 目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目 の説明	「第二次三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合
令和元年度 目標値の考え方	令和元年度に全ての具体的取組の達成をめざし目標値を設定しました。

活動指標		目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
基本事業	現状値		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
40201 自立的な県行政の運営（総務部）	事務改善取組の実践（「MIE職員力アワード」への応募）		75.0%	80.0%	85.0%	0.93	90.0%
		70.5%	69.5%	78.4%	79.3%		
40202 人材育成の推進（総務部）	人材育成に関する達成度		40.7%	80.8%	100%	1.00	100%
		-	41.1%	100%	100%		

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	804	638	670	778	853
概算人件費		940	894	892	
(配置人員)		(103人)	(98人)	(100人)	

### 平成30年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県行財政改革推進本部」を中心に、「第二次三重県行財政改革取組」の進行管理を行うとともに、半期ごとにその状況を取りまとめ、公表しました。平成30年度は概ね計画どおり進捗しましたが、これまでの取組が成果として十分に表れていないものもあることから、計画に基づく取組をさらに進めるとともに、新たな取組を加えるなど、より成果の向上につながるよう努めました。今後も引き続き、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」も含め、「第二次三重県行財政改革取組」の推進に取り組んでいく必要があります。
- ②令和元年度が「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたることから、その目標達成に向け県政の諸課題の解決を着実に推進するため、「鈴鹿児童相談所」の設置による児童相談体制の強化やスポーツ施策の推進体制の強化などの組織改正に取り組みました。また、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」をふまえ、業務執行体制の見直し等にも取り組み、職員数を削減しました。今後も引き続き、組織のスリム化を図りながらも、多様な行政ニーズに対応した組織体制を整備していく必要があります。
- ③「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）\*」について、的確に運用するとともに、その状況についての検証を行っています。
- ④「ワーク」と「ライフ」の高度な両立の実現に向け、業務の効率化など、組織的な取組としてワーク・ライフ・マネジメントを推進しました。特に、時間外勤務の削減、男性職員の育児参画などについては、これまでの取組により一定の成果が現れていますが、令和元年度時点の全庁目標の達成に向け着実に取組を進める必要があります。
- ⑤「組織が積極的に関与し、かつ個人も主体的に能力向上に取り組み続ける人材育成」を基本的な考え方として、「平成30年度三重県職員研修計画」に基づき計画的に職員研修を実施しました。また、平成30年度は新規採用職員研修において、「協創」の理念と必要性について理解を深めるための研修を実施しました。今後も引き続き、全ての職員が現場を重視し、「協創」の取組を進めることができるよう人材育成を行っていく必要があります。

- ⑥県民の信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事が連續して発生したことを重く受け止め、所属長等を対象とした「所属長等コンプライアンス研修」を本庁及び地域庁舎で全14回実施し、原因・課題や対応策等を検討しました。また、「コンプライアンス推進会議」において事案が繰り返し発生する原因を分析し、再発防止に向けた取組の改善案の検討を行うとともに、外部有識者による「コンプライアンス懇話会」の意見等もふまえて再発防止策を取りまとめ、可能な取組から直ちに着手しました。特に、障がい者雇用率の算定誤りについては、再発防止策として、所属長が身体障害者手帳等を現認したうえで、その内容を調査票に転記し報告するなど、適正な事務手続きの徹底を図ることとしました。
- ⑦地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月の施行に向けて、内部統制に関する方針の策定等を行う必要があります。また、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月からの任用に向けて、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の任用等に関する制度の整備を行う必要があります。
- ⑧「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用により、職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に努めました。今後も引き続き、制度を適切かつ円滑に運用していく必要があります。
- ⑨5～7月に定期健康診断を実施し、健診結果に基づく就労上の配慮や必要な保健指導を行うことができました。また、一定以上の時間外労働を行った職員に対しては、面接指導等を行うことで、過重労働による健康障害の防止に取り組みました。メンタルヘルス対策については、サポートシステムによる復職支援や相談支援を実施するとともに、管理監督者を対象とした研修を実施し、メンタルヘルスに関する理解の浸透を図りました。今後も引き続き、健康課題への対応や過重労働対策、メンタルヘルス対策に取り組んでいく必要があります。
- ⑩新規採用者研修、新任班長等研修、新任所属長研修、危機管理推進者等研修を実施し、職員の危機管理意識の徹底を図るとともに、危機への的確な対応ができる人材の育成に取り組みました。また、職員が日常業務の中で気づいたリスクやヒヤリハットを危機に発展させないための未然防止対策について話し合う「危機管理意識向上研修」を各所属で実施しました。引き続き職員の危機管理意識の向上を図っていく必要があります。
- ・機動的で柔軟かつ弾力的な働き方改革の推進や意欲の向上に向けた組織風土づくり等に取り組んだ結果、「県民指標」については目標を達成することができました。

#### 令和元年度の取組方向

【総務部 副部長 喜多 正幸 電話：059-224-2190】

- ①「三重県行財政改革推進本部」を中心として、ロードマップ（工程表）に基づき、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」も含め、「第二次三重県行財政改革取組」を推進し、全ての具体的取組における目標達成に向けて全力で取り組みます。併せて、業務の効率化や正確性の確保に向けて、A.I.やR.P.A等新しい技術の導入の検討や実証実験を行います。また、これまでの取組の成果と課題の検証をふまえ、次期行財政改革取組の策定に取り組みます。
- ②より一層簡素で効率的・効果的な組織体制の整備を図るとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備・運営体制の整備や児童相談体制の強化等に取り組みます。
- ③「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」について、これまでの運用状況をふまえた検証を行い、引き続き的確に運用します。
- ④ワーク・ライフ・マネジメントについて、令和元年度時点の全庁目標の達成に向けて、着実に取組を進めるとともに、これまでの取組を検証し、今後の方向性を定めます。

- ⑤「三重県職員研修計画」に基づき、引き続き計画的・効果的な職員研修を実施します。また、職員が主体的に能力向上に取り組むとともに、現場を重視し、県民との「協創」の取組を推進することができる、高い意欲と能力を持った人材育成に取り組みます。
- ⑥県民の信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事の防止に向け、コンプライアンスの徹底を図るため、平成30年度末に取りまとめた再発防止策を着実に実施していくとともに、コンプライアンス懇話会等において取組の検証や評価を行い、より実効性のある取組を進めます。特に、障がい者雇用率の算定については、再発防止策の徹底により、県民の信頼回復に取り組みます。また、県民に対する説明責任をより一層果たすために、公文書等管理条例（仮称）の制定を通して職員の意識を高め、公文書の適正管理のさらなる徹底に取り組みます。
- ⑦地方自治法及び地方公務員法の一部改正を受けて、国から示されたガイドライン等をふまえて、県としての内部統制に関する方針の策定及び必要な体制の整備、並びに会計年度任用職員の任用等に関する制度の整備を図ります。
- ⑧「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用により、引き続き職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に取り組みます。
- ⑨職員の安全を確保し、こころと体の健康保持・増進を図るため、ストレスチェックをはじめとする総合的なメンタルヘルス対策の実施や職場における健康管理等、安全衛生管理に取り組みます。
- ⑩研修等を通じて、危機発生の未然防止や危機発生時等に的確な対応が行えるよう、引き続き職員の危機対応力の向上に取り組みます。

\* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

### 行政運営 3

### 行財政改革の推進による県財政の的確な運営

【主担当部局：総務部】

#### めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

#### 令和元年度末での到達目標

県債残高の減少傾向を維持し、持続可能な財政構造が確立されるとともに、財政構造の弾力性が向上しています。

県民の皆さんのが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の的確な保全が行われ、県民の皆さんのが安全で安心して庁舎を利用することができます。

#### 評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成し、活動指標もほぼ目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

#### 県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
県債残高		7,986 億円	7,943 億円	7,814 億円	1.00	7,684 億円
	8,009 億円	7,986 億円	7,885 億円	7,722 億円		

#### 目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目 の説明	一般会計における県債残高。 ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないもの及び平成29年度に特別会計へ移管された三重県立子ども心身発達医療センターの整備に要するものを除く。
令和元年度 目標値の考え方	みえ県民力ビジョン・第二次行動計画における「計画期間中の財政見通し（一般会計）」に示した令和元年度末建設地方債等残高見込を目標値としました。

#### 活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
40301 持続可能な財政運営の推進（総務部）	総事業本数		1,475 本 未満	1,455 本 未満	1,436 本 未満	1.00	1,418 本 未満
			1,616 本	1,474 本	1,436 本		

活動指標		目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
基本事業	現状値		目標値実績値	目標値実績値	目標値実績値	目標達成状況	目標値実績値
40302 公平・公正な税の執行と税収の確保（総務部）	3月末現在の県税徴収率（個人県民税を除く）	97.89%	97.89%	97.91%	97.93%	0.99	97.95%
			97.87%	97.71%	97.56%	97.86%	
40303 最適な資産管理と職場環境づくり（総務部）	メンテナンスサイクル*の実施割合	45.4%	45.4%	63.6%	81.8%	1.00	100%
			-	45.4%	63.6%	81.8%	

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	118,520	97,989	100,551	109,573	106,178
概算人件費		2,838	2,793	2,711	
(配置人員)		(311人)	(306人)	(304人)	

#### 平成30年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県有施設について、平成29年度に整理した個別施設ごとの見直しの方向性に沿った見直しが進むよう、府内で協議を行いました。今後は、見直しの方向性を検討している施設について、早期に方向性を定められるよう進行管理していく必要があります。
- ②「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づく未利用財産の売却や自動販売機設置場所の貸付を拡大するなど財産の有効活用に取り組みました。また、広告代理店を活用した有料広告事業として、平成30年6月より、三重県本庁舎県民ホール内に広告付き案内地図を設置しました。加えて、個人からの寄附を拡大するため、クラウドファンディングの活用を促進しました。
- ③税外の未収金について、各部局が「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき適切な債権管理や未収金の縮減を図ることができるよう、債権管理事務の取扱いに係る助言を行つたほか、債権管理推進会議を開催して部局間で課題の情報共有を行いました。未収金の回収は日が経つにつれて困難になる傾向があるため、可能な限り早期に回収する必要があります。
- ④県税に係る収入未済額の縮減、徴収率の向上等の平成30年度目標の達成に向け、県税事務所の徴収ノウハウの引き上げと全所への水平展開等を実施した結果、前年同期（3月末）よりも徴収率の向上が進みました。また、コンビニ及びMMK設置店（スーパー、ドラッグストア等）での納付、クレジットカード納税の利用促進並びに滞納整理の徹底を図ってきたことで、自動車税の納期内納付率は件数ベースで84.6%、税額ベースで83.6%となりました。
- ⑤個人住民税の特別徴収促進取組については、平成26年度から実施している特別徴収義務者の指定の徹底により、給与所得者による特別徴収割合が89.0%となりました。
- ⑥「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく具体的な取組を進めるため、各部局と情報共有を行いました。また、本庁舎及び地域総合庁舎について、各庁舎管理者による点検や修繕履歴の蓄積を行い、庁舎ごとに順次長期保全計画表を作成して、メンテナンスサイクルを実施しました。

・予算編成において、真に必要な投資には的確に対応しつつ県債発行の抑制に取り組んだ結果、「県民指標」については目標を達成できました。

令和元年度の取組方向

【総務部 副部長 高間 伸夫 電話：059-224-2190】

- ①令和元年度は機動的な財政運営確保のために策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の最終年度にあたることから、財政健全化に向けた道筋を確実につけるという強い使命感のもと、引き続き、歳出構造の抜本的見直しを進めるとともに、事業の選択と集中を一層進め、限られた財源を的確に配分しメリハリのある予算編成を行います。
- ②集中取組に基づく未利用財産の売却や自動販売機設置場所の貸付拡大など、財産の有効活用に引き続き取り組みます。未利用財産の売却については、積極的な情報提供に加え、先着順による売払いの手法も活用していきます。広告代理店を活用した有料広告事業については、他の媒体による広告掲出について検討を進めます。また、クラウドファンディングの積極的な活用を促進し、引き続き歳入の確保を図ります。
- ③税外の未収金について、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、定められた期限内の督促状の発付や債権管理簿による進捗管理を行うことで、発生年度内の早期の回収に努めるとともに、債権処理計画の策定、債権管理事務に係る自己検査及び徴収強化月間（毎年12月）の取組を実施し、引き続き未収金の縮減を図ります。
- ④県税に係る滞納整理については、これまでの結果を検証したうえで、より効果的な目標設定を行い引き続き積極的に取り組みます。特に高額滞納事案については上半期を集中処理期間とし、搜索、公売等を含めた滞納整理を進めます。また、コンビニ納付、クレジットカード納税、MMK設置店での納付など、県民の皆さんのがより納税しやすい納税環境について周知を行い、税収確保に取り組みます。
- ⑤特別徴収促進取組については市町と設置している個人住民税特別加入促進委員会等の議論結果を全市町と共有し、さらなる特別徴収の促進を図ります。
- ⑥「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく具体的な取組を進めるため、利用者の安全・安心の確保や施設の長寿命化などの観点から、引き続き各部局と情報共有等を行います。また、本庁舎及び地域総合庁舎について、メンテナンスサイクルを実施し、庁舎の長寿命化を図ります。

\* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

## 事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）に係る 県民意見の募集について

### 1. 概要

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）については、みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）における改善（Act）機能の強化を図り、施策の目標達成に資するため、翌年度に向けた事業の見直しにあたり、事業マネジメントシートによる自己評価に加え、外部有識者からの意見の聴き取りを実施するなど事業改善に取り組んできました。

このたび、事業の見直しにあたって、より多様な発想を反映させるために、県民の意見を募集し、それらも踏まえることで有識者の議論を深めていただけるようプロセスを見直します。

### 2. 現状と目指す方向性

懇話会については、成果レポートによりC又はD評価となった施策について、有識者から意見を聴取し、事業改善に取り組んできましたが、一般傍聴者も少なく、懇話会に対する県民の関心が高まっていない状況にあります。

有識者による議論に県民の意見を組み入れることで、より県民目線を加えた多様な意見の創出と県民参加意識の醸成を目指します。

### 3. 募集方法

- ・報道資料提供、電子申請・届出システム及びホームページで募集
- ・募集期間（予定）：6月28日（金）～7月29日（月）
- ・部局や有識者を通じて関係団体等へ周知

### 4. 県民意見の活用方法とフィードバック

- ・応募のあった県民意見について、有識者に提供し、これらを踏まえて議論いただく。
- ・有識者意見に県民意見がどのように反映されたかホームページで公表（10月）
- ・有識者意見と当初予算要求への反映状況について議会へ報告（12月）

### 5. その他

対象施策 施策122 介護の基盤整備と人材の育成・確保

施策233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実

実施日 令和元年7月8日（月）事業説明

8月8日（木）意見聴取

有識者 小林慶太郎（四日市大学副学長）、朴堯星（統計数理研究所准教授）、  
奥田隆利（松阪市第4地域包括支援センター長）、岡本陽子（広島  
文化学園大学大学院看護学研究科長）

## 2 三重県行財政改革取組について

### 1 令和元年度「第二次三重県行財政改革取組」具体的取組 年次計画について

「第二次三重県行財政改革取組」については、ロードマップ（工程表）に基づき、知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、全庁的な推進及び進行管理を行っているところです。

「第二次三重県行財政改革取組」に掲げた 11 の具体的取組については、それぞれの「年次計画」を策定し、着実に推進していくこととしており、取組期間の最終年度となる今年度は、引き続き適切な進行管理を行い、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の県民指標の目標である全ての取組の達成を目指します（令和元年度の取組の年次計画については、別紙 1 にまとめています）。

また、半期ごとに進捗状況の把握・検証を実施し、県議会への報告やホームページ等により県民の皆さんに公表するなど、透明性の高い取組の推進に努めます。

なお、既に達成している取組についても、定期的に実績等を確認しながら、取組に係る成果の維持・向上を図ります。

#### ○今後の予定

- ・ 令和元年 9 月定例月会議 上半期実績の報告  
(ホームページ等での公表)
- ・ 令和 2 年 2 月定例月会議 年度実績の報告  
(ホームページ等での公表)

#### ○具体的取組の達成状況

- ・ 平成 28 年度達成（実績）
  - 1 現場重視でさまざまな主体との協創を促進する職員の人材育成
  - 3 協創の推進に向けた職員の現場・実践体験の促進
  - 6 「三重県職員人づくり基本方針」の見直し
  - 8 県民が納税しやすい環境の整備
- ・ 平成 29 年度達成（実績）
  - 2 協創による事業・業務の実施を促進する仕組みの構築
  - 4 機動的で柔軟かつ弾力的な働き方改革の推進
  - 7 意欲の向上に向けた組織風土づくり
  - 9 未利用の県有財産の積極的な有効活用と売却

## 2 次期の行財政改革の取組について

### (1) 現状

行財政改革の推進にあたっては、「県行政の自立運営」を実現することにより、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげるため、「協創・現場重視の推進」「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」「残された課題への的確な対応」の取組を3つの柱とした「第二次三重県行財政改革取組」を平成28年3月に策定し、平成28年度から令和元年度を取組期間として、全庁を挙げ取り組んでいるところです。

現在は、すべての具体的な取組の達成に向け全力で取り組んでいるところですが、取組期間の最終年度となったことから、令和2年度以降の取組のあり方について検討を始める必要があります。

(「第二次三重県行財政改革取組」での主な取組等)

#### 【協創・現場重視の推進】

- 協創の取組を推進する研修の充実
- 協創事例を集約したポータルサイトの構築
- 現場インターン制度の創設

#### 【機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営】

- みえ成果向上サイクルの見直し
- 弹力的な勤務形態の検討・試行、夏季における朝型勤務の導入
- 「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の策定・実施

#### 【残された課題への的確な対応】

- 「三重県職員人づくり基本方針」の改定
- 「不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて」の策定・実施
- ストレスチェック実施体制の整備

### (2) 次期の行財政改革取組策定に向けた基本的な方針

現行の取組により、行財政改革の一定の進捗が図られたところですが、令和2年度以降も、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の次期計画の着実な推進を支え、社会経済情勢の変化等に的確に対応していく必要があります。

本県の財政状況は、これまでの「三重県財政の健全化に向けた集中取組」を進めてきた成果が現れているものの、引き続き厳しい状況にあり、経常的な支出が高水準にあるなど、構造的な要因の解決に向けて中長期的な取組が必要です。

さらに、県民の皆さまの信頼を損なうような不適切な事務処理等が発生しており、コンプライアンスの一層の推進が必要であること、働き方改革を進めるとともに、生産性の向上と正確性の確保を両立させたスマート自治体を目指していく必要があることから、行財政改革のさらなる推進が求められます。

このため、行財政改革取組を継続することとし、これまでの取組の成果・課題を検証しながら、新たな行財政改革取組の策定に取り組みます。

### (3) 検討体制・スケジュール

これまでの「第二次三重県行財政改革取組」の推進体制である知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心に、(2)で掲げた基本的な方針に基づき、以下のスケジュールで検討を進めることとします。

令和元年 5月～8月

- 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の次期計画の着実な推進に向けた課題等の整理
- 社会経済情勢の変化等に的確に対応できる行財政運営の推進に向けた課題等の整理
- 現行の「三重県行財政改革取組」の検証

令和元年 9月

- 県議会 9月定例月会議において素案を説明

令和元年 11月

- 県議会 11月定例月会議において中間案を説明

令和元年 12月～令和2年 1月

- パブリックコメントの実施

令和2年 2月

- 県議会 2月定例月会議において最終案を説明



### 3 三重県公文書等管理条例（仮称）について

三重県公文書等管理条例（仮称）については、「三重県公文書等管理条例検討懇話会」（以下「懇話会」という。）において、これまで3回（1月29日、3月26日、5月27日開催）に亘り、意見等をいただき、「三重県公文書等管理条例（仮称）中間案（案）」を取りまとめました。

#### 1 「三重県公文書等管理条例（仮称）」中間案（案）

公文書の範囲、公文書の保存期間、レコードスケジュール、公文書の廃棄等についての懇話会での意見を踏まえ、条例の目的、公文書の管理、特定歴史公文書等の保存、利用等を定めた「三重県公文書等管理条例（仮称）中間（案）」は別紙2のとおりです。

#### 2 条例案の中間案（案）の特徴

- (1) 条例の目的に、公文書は行政だけではなく県民全てのものであることを明確にし、公文書を現在だけでなく、将来の県民に対しても残していくため、公文書等の管理、保存の手続等を定めることにより、「県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政を推進」と明記【第1条】
- (2) 公文書の作成に当たっては、事案が軽微なものを除き、意思決定に至る過程や県の事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証できるようにすること【第4条】
- (3) 不祥事事案の再発防止等を図るため、公文書の書換え及び差替えの禁止を明記【第7条】
- (4) コンプライアンスの確保を図るために、保存期間が満了した公文書ファイル等の廃棄時の知事への報告及び三重県公文書等管理条例審査会への意見聴取、公文書の管理状況の知事への報告及び公表の手続等を明記【第9条・第10条】
- (5) 保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間満了時の措置として、博物館への移管措置又は廃棄措置を決定する仕組み（レコードスケジュール）の導入【第5条】

#### 3 今後のスケジュール（案）

本議会（常任委員会）での御意見を踏まえた上で、パブリックコメントを行い、本年9月定例月会議に条例案が提出できるよう、進めてまいります。

- ・ 令和元年7月～8月 パブリックコメントの実施
- ・ 令和元年8月 第4回懇話会
- ・ 令和元年9月 県議会定例月会議：条例案上程
- ・ 令和2年4月 条例施行

## 【参考1】懇話会の委員

- ・ 樹神 成（三重大大学人文学部教授：地方自治） 座長
- ・ 矢切 努（中京大学法学部准教授：公文書管理）
- ・ 田中亜紀子（三重大大学人文学部教授：情報公開）
- ・ 森本祥子（東京大学文書館准教授：アーカイブズ）
- ・ 依田 健（国立公文書館業務課長：公文書館）

## 【参考2】懇話会での主な意見

### (1) 総論

#### ① 公文書の範囲

- ・ 県情報公開条例及び現行の公文書管理規程で定めている内容で問題ない。組織共用の考え方についても、一定の職（班長以上）で共有しているということは妥当である。
- ・ 公文書の範囲を抽象的なものとすると、職員にとって分かりにくい。国ガイドライン等を参考に、具体的なものを規程等に落とし込んでいく必要がある。

#### ② 公文書の保存期間

現行の公文書管理規程で不自然なものはない。ただ、保存期間1年未満のものについては、国では限定例挙しており、県でも同様にすべきである。

#### ③ レコードスケジュールは導入すべきである。

#### ④ 公文書の廃棄について、行政のみで判断することは、透明性の点から見て不十分であり、第三者の視点が必要になってきている。

### (2) 各論（条例案の中間案関係）

#### ① 「特定歴史公文書等」の範囲について、個人から寄贈・寄託されるもののうち、具体的にどのようなものが対象となるのかを明確にしておくべきである。

##### 【第2条第4項】

#### ② 実施機関が保存期間の満了した簿冊等を廃棄する際に知事への報告だけであれば、実施機関の意向で勝手に廃棄が可能となるので、条文の考え方は良いが規定を見直す方が良い。【第9条】

#### ③ 特定歴史公文書等の廃棄の「歴史資料として重要でなくなったと認める場合」の要件について、今後、運用規程等でその旨明確にしておく必要がある。【第23条】

## 【参考3】全国の状況(令和元年6月1日現在)

- ・ 公文書等管理条例制定済：8都県（東京、山形、滋賀、鳥取、島根、香川、愛媛、熊本）（※ 東京と愛媛は現用公文書の管理のみ制定）。
- ・ 条例制定を検討中：2県（静岡、高知）。うち、高知は本年6月議会に条例案を上程予定

## 三重県公文書等管理条例（仮称）の中間案（案）について

### 第1章 総則

#### ○条例の目的（第1条）：

県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政を推進していくためには、県の諸活動及び歴史的に重要な事実の記録であり、県民共有の知的資源である公文書等を県民が主体的に利用し得るものとすることが重要

△  
公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書等の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存・利用等を図る

- 県政の適正かつ効率的な運営
- 県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を全うする

#### ○定義（第2条）

- ・実施機関（県の組織に加え、県設立地方独立行政法人を含む。）
- ・公文書（実施機関の職員が作成又は取得した文書で組織共用されるもの）
- ・歴史公文書等（実施機関の組織、政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書、県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書等）
- ・特定歴史公文書等（総合博物館に移管された歴史公文書等）
- ・公文書等（公文書及び特定歴史公文書等）

### 第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第12条～第25条）

- 特定歴史公文書等の利用請求の手続、個人情報（本人情報を含む）を含む特定歴史公文書等の取扱い等の規定を整備

### 第4章 審査請求（第26条～第28条）

- 特定歴史公文書等の利用決定等に対する審査請求等の手続を整備（県公文書等管理審査会（仮称）への諮問を義務付ける等）

### 第5章 三重県公文書等管理審査会（第29条～第37条）

- 第4章の不服申立てに対する審査、実施機関が定める公文書管理規程の制定及び改正についての審議等を行う第三者機関の設置、その職務内容等に関する規定を整備

### 第6章 人材育成（第38条）

- 公文書、歴史公文書等の適正な作成、管理、保存を確保するため、実施機関の職員に対する研修の充実

### 第7章 雜則（第39条～第42条）

- 刑事訴訟に関する書類についての取扱いを整備
- 組織見直しに伴う公文書の移管を適切に行うよう必要な措置を図ることを明確化

### 第2章 公文書の管理（第4条～第11条）

- 公文書の作成、整理、保存 ⇒ 実施機関及び職員の責務として明記
- 正当な理由なしに公文書の書換え、差替え等を行うことの禁止
- 公文書の廃棄前の知事への報告の義務付け
- 実施機関ごとに公文書の収受、作成、整理、保存等に関する取扱いを定めた公文書管理規程の制定を義務付け
- その他公文書、簿冊等の管理に関するルールの明確化



## 4 平成 30 年度県税収入状況について

平成 30 年度の県税収入額は、出納閉鎖日である 5 月 31 日現在で約 2,659 億 3,300 万円となっており、最終補正後予算額 2,630 億 9,900 万円を約 28 億 3,400 万円（予算達成率 101.1%）上回るものとなっています。

県税収入額を前年度決算額と比較すると、法人県民税・事業税の法人二税が約 138 億 4,300 万円、地方消費税が約 52 億 3,500 万円、軽油引取税が約 6 億 6,700 万円の増収となっています。一方、個人県民税が、配当割と株式等譲渡所得割の減少により、約 1 億 5,000 万円の減収となっていますが、県税全体としては、約 196 億 3,300 万円の増収となっています。

なお、県税収入計に、地方法人特別譲与税を含めると約 230 億 6,900 万円の増収となります。

さらに、収入未済額については、約 30 億 300 万円と前年度から約 2 億 8,100 万円減少（対前年度決算比 91.4%）しています。

平成 30 年度県税収入状況（出納閉鎖日現在）

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額	最終予算額 との比較	予算 達成率	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入 未済額
	A	B	B-A	B/A×100			
県税計 (地方法人特別譲与税を含む)	263,099 (291,871)	265,933 (295,645)	2,834 (3,774)	101.1 (101.3)	19,633 (23,069)	108.0 (108.5)	3,003
うち、個人県民税	70,509	70,454	△55	99.9	△150	99.8	2,518
うち、法人二税	74,353	75,473	1,120	101.5	13,843	122.5	79
うち、地方消費税	53,496	55,105	1,609	103.0	5,235	110.5	0
うち、軽油引取税	22,236	22,323	87	100.4	667	103.1	191
地方法人特別譲与税	28,772	29,712	940	103.3	3,436	113.1	0

【参考】平成 29 年度県税収入決算状況（出納閉鎖日現在）

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額	最終予算額 との比較	予算 達成率	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入 未済額
	A	B	B-A	B/A×100			
県税計 (地方法人特別譲与税を含む)	240,793 (267,060)	246,300 (272,576)	5,507 (5,516)	102.3 (102.1)	3,927 (4,848)	101.6 (101.8)	3,284
うち、個人県民税	70,449	70,604	155	100.2	2,731	104.0	2,653
うち、法人二税	58,424	61,630	3,206	105.5	1,793	103.0	93
うち、地方消費税	48,185	49,870	1,685	103.5	△1,758	96.6	0
うち、軽油引取税	21,392	21,656	△264	101.2	580	102.8	268
地方法人特別譲与税	26,267	26,276	9	100.0	921	103.6	0

## 平成30年度 県税收入状況【出納閉鎖日現在】

(単位:百万円、%)

税目	県税收入最終予算額 A	県税收入額 B	最終予算額との比較 B-A	予算達成率 B/A × 100	前年度決算額との比較	対前年度決算比	収入未済額
個人県民税	70,509	70,454	△ 55	99.9	△ 150	99.8	2,518
法人県民税	11,463	11,549	86	100.8	3,108	136.8	23
県民税利子割	975	958	△ 17	98.3	△ 62	93.9	
個人事業税	2,331	2,323	△ 8	99.7	25	101.1	53
法人事業税	62,890 (91,662)	63,924 (93,636)	1,034 (1,974)	101.6 (102.2)	10,735 (14,171)	120.2 (117.8)	56
地方消費税	53,496	55,105	1,609	103.0	5,235	110.5	
不動産取得税	3,853	3,904	51	101.3	△ 276	93.4	41
県たばこ税	1,944	1,923	△ 21	98.9	△ 30	98.5	
ゴルフ場利用税	1,614	1,641	27	101.7	△ 70	95.9	1
自動車税	27,594	27,611	17	100.1	209	100.8	121
鉱区税	3	3	0	100.0	0	100.0	
自動車取得税	3,667	3,690	23	100.6	197	105.6	
軽油引取税	22,236	22,323	87	100.4	667	103.1	191
狩猟税	22	23	1	104.5	△ 1	95.8	
産業廃棄物税	502	501	△ 1	99.8	44	109.6	
県税計	263,099 (291,871)	265,933 (295,645)	2,834 (3,774)	101.1 (101.3)	19,633 (23,069)	108.0 (108.5)	3,003

### 県税決算額の推移【出納閉鎖日現在】

(単位:百万円、%)

	決算額	対前年比
平成30年度	265,933 (295,645)	108.0 (108.5)
平成29年度	246,300 (272,576)	101.6 (101.8)
平成28年度	242,373 (267,728)	98.0 (96.4)

### 徴収状況(県税計)の推移【出納閉鎖日現在】

(単位:%)

	現年度分		滞納繰越分		計		全国順位
	徴収率	対前年比	徴収率	対前年比	徴収率	対前年比	
平成30年度	99.53	0.05	39.31	1.19	98.80	0.22	8月頃確定
平成29年度	99.48	0.04	38.12	2.60	98.58	0.20	24位
平成28年度	99.44	△ 0.04	35.52	0.93	98.38	0.12	23位

### 収入未済額(県税計)の推移【出納閉鎖日現在】

(単位:百万円、%)

	現年度分		滞納繰越分		計		対前年比
	収入未済額	対前年差額	収入未済額	対前年差額	収入未済額	対前年差額	
平成30年度	1,237	△ 46	1,766	△ 235	3,003	△ 281	△ 8.6
平成29年度	1,283	△ 83	2,001	△ 296	3,284	△ 379	△ 10.3
平成28年度	1,366	70	2,297	△ 403	3,663	△ 333	△ 8.3

注)各欄で四捨五入しているため県税計と合わない場合があります。

注) ( )内は、地方法人特別譲与税を含みます。

## 5 自動車税の納期内納付率について

### 1 納期内納付推進の取組について

自動車税は令和元年度当初予算で約 275 億円を計上し、県税収入の約 11% を占める重要な自主財源となっています。また、世帯あたり約 1 台の自動車を保有していることからも広く県民のみなさんにご負担いただいている税となっています。その一方で滞納も多く、年間に発生する滞納件数の約 95%（平成 29 年度分 個人県民税除く）を自動車税が占めており、県はその滞納対策に注力しているところです。

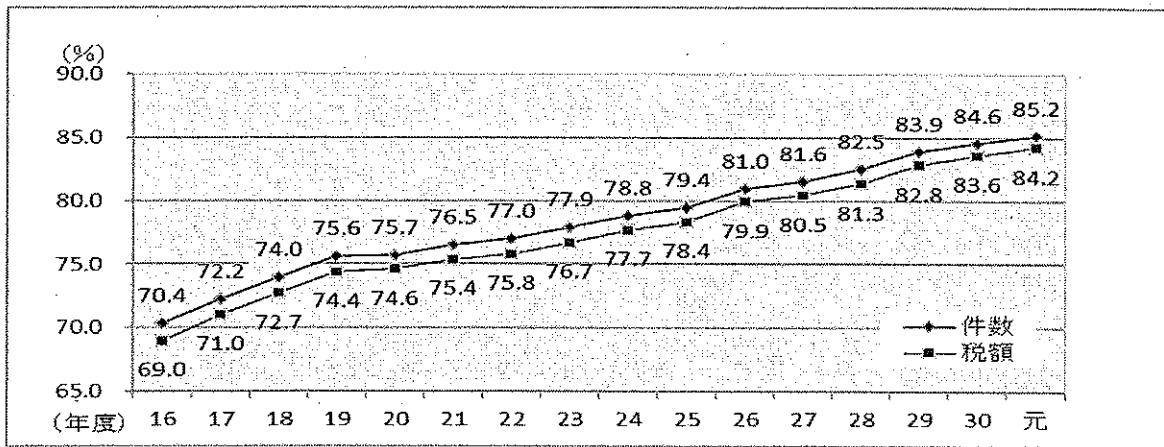
「税」は、納定期限までに自主納税していただくことが原則です。県では、自動車税の納期内納付率の向上に向けたさまざまな取組を行うことで納税秩序を守り、滞納件数の抑制を図ることにより、その後の滞納整理における徴税コスト削減に努めています。

#### 【主な取組内容】

- (1) コンビニエンスストアでの納付の実施（平成 19 年度～）
- (2) インターネットを利用したクレジットカード納付の実施（平成 26 年度～）
- (3) MMK 設置店（スーパー、ドラッグストア等）での納付を実施（平成 28 年度～）
- (4) 県広報紙及びラジオ広報の活用、県内各地にポスターの掲示等による普及啓発
- (5) 滞納処分を前提とした滞納整理の徹底

### 2 令和元年度の納期内納付率について

こうした取組により令和元年度の納期内納付率は、件数ベースで 85.2%（前年度 84.6%）、税額ベースで 84.2%（前年度 83.6%）となり、15 年連続で上昇しています。納期内納付推進の取組を開始した平成 16 年度と比較すると件数ベースで 14.8 ポイント、税額ベースで 15.2 ポイントと大きく上昇しています。



### 3 納期内納付率の押し上げ要因について

#### (1) コンビニエンスストアでの納付

納期内納付された自動車税のうちコンビニエンスストアで納付された割合は、件数ベースで 38.7%（前年度 38.3%）、税額ベースで 40.0%（前年度 39.6%）となり、ともに導入当時は 2 割弱であったものが現在では 4 割の状況になっています。

納付方法の一つとして、コンビニエンスストアでの納付が納税者の間に広く定着したことが納期内納付率を押し上げてきた要因だと考えています。

#### (2) インターネットを利用したクレジットカード納付

納期内納付された自動車税のうちクレジットカードで納付された割合は、件数ベースで4.1%（前年度3.2%）、税額ベースで4.5%（前年度3.6%）となりました。

クレジットカード納付の普及も納期内納付率の向上に寄与していると考えています。

#### (3) MMK設置店（スーパー、ドラッグストア等）での納付

コンビニ納付、クレジットカード納付に続く新たな納税チャンネルとして、平成28年度からMMK設置店（スーパー、ドラッグストア等）での納付を開始しました。納付された割合は、件数ベースで1.3%（前年度1.1%）、税額ベースで1.4%（前年度1.2%）となり、MMK設置店での納付導入も納期内納付率向上に一定の効果があったと考えています。

#### (4) 滞納処分を前提とした滞納整理の徹底

納税資力があるにも関わらず納税しない滞納者に対しては、滞納処分を前提とした滞納整理の徹底を図ってきたことで、平成30年度自動車税の現年度徴収率は99.87%（前年度99.83%）、現年度、繰越の合計徴収率は99.51%（前年度99.39%）となり、どちらも過去最高となりました。

### 4 今後の取組について

引き続き納税環境の整備と滞納整理の強化の両面で取組を進めることにより、納期内納付率の向上に努めます。

なお、納期内に納付いただけなかった滞納者に対しては、納期内に納付いただいた納税者との公平を保つため、6月26日に督促状を送付し、すみやかに財産調査を行い滞納処分を進めます。

#### （参考）自動車税納期内納付分 収納方法別内訳

##### ○件数ベース

（単位：件、%）

内訳	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
コンビニ	241,628	38.0	245,525	38.3	250,314	38.7
クレジット	14,956	2.4	20,524	3.2	26,243	4.1
MMK	5,755	0.9	7,654	1.1	8,457	1.3
その他	373,308	58.7	368,074	57.4	361,180	55.9
計	635,647	100.0	641,777	100.0	646,194	100.0

##### ○税額ベース

（単位：千円、%）

内訳	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
コンビニ	8,896,119	39.3	9,125,816	39.6	9,256,224	40.0
クレジット	602,529	2.7	821,807	3.6	1,041,158	4.5
MMK	210,347	1.0	282,996	1.2	312,378	1.4
その他	12,903,523	57.0	12,812,836	55.6	12,505,480	54.1
計	22,612,518	100.0	23,043,455	100.0	23,115,240	100.0

※その他：金融機関・県税事務所窓口、口座振替、MPN（ペイジー）納付

## 6 審議会等の審議状況について

(平成31年2月14日～令和元年6月2日)

### (1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開 催 年 月 日	平成31年3月26日
3 委 員 員	会長 澤田 博 委員 奥島 要人 ほか3名
4 諮 問 事 項	変更認定申請に係る諮問 (答申1件) ・(公社)四日市医師会  変更認可申請に係る諮問 (答申2件) ・(一社)三重県私立幼稚園・認定こども園協会 ・(一社)三重県建築士会
5 調査審議結果	・変更認定申請があった法人は、認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定しました。 ・変更認可申請があった法人は、認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定しました。
6 備 考	

注) (公社)：公益社団法人、(一社)：一般社団法人

(2) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開 催 年 月 日	平成31年2月15日、4月12日、令和元年5月17日
3 委 員	委 員 小林 明子 委 員 長友 薫輝 委 員 藤枝 律子 ほか3名
4 諒 問 事 項	以下の各処分に係る審査請求事件について ・生活保護変更決定処分 9件 ・身体障害者手帳交付決定処分 1件 ・児童手当支給事由消滅に関する処分 1件
5 調 査 審 議 結 果	審査請求11事件について調査審議を行い、1件の答申を決定しました。
6 備 考	